

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）		
要望 項目名	国境を越えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、海外からのインターネット等を通じた役務の提供には消費税が課されていない一方で、同一の役務の提供であっても、国内からの役務の提供には消費税が課されている。平成26年度税制改正大綱を踏まえ、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、国境を越えた役務の提供等に対する消費税制度を見直す。</p>		
関係条文			
減収 見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>		
本要望に 対応する 縮減案			
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 個別産業 2-4 IT
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度 検討事項として要望 平成26年度 検討事項として要望 平成26年度与党税制改正大綱において「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税のあり方については、国際機関や欧州諸国における対応状況等を踏まえ、内外判定基準の見直し及びそれに応じた適切な課税方式について、リバースチャージ方式の導入も含めて、平成27年度税制改正に向けて具体的に検討する。」と明記。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>